

◆ 東住吉区学校選択制のご案内

1 学校選択制とは

大阪市ではこれまで、住所地により通学区域（お住まいの校区）を定め、入学する学校を指定してきました。

学校選択制は、通学区域を残したうえで、小学校・中学校に入学する時（東住吉区内に転入する場合を除く）の各1回のみ、東住吉区内の学校を自由に選択して入学を希望できる制度です。

通学区域の学校を選択した場合は、必ず入学できます。

通学区域以外の学校は、学校により受入人数の上限があります※ので、必ず希望通り入学できるわけではありません。また、希望者が多数の場合は抽選となります。なお、学校選択制を利用し、通学区域外の学校へ就学することが決まった場合は、私立・国立学校等へ入学が決定した場合を除き、辞退することはできません。また、通学区域の学校へ戻ることもできません。10～11ページの留意点やQ&Aをよくお読みのうえ、ご本人を含めてご家族でよく相談し、学校を選択してください。

※通学区域内に居住する児童・生徒数によっては、通学区域以外からの入学希望者を受け入れできない場合もあります。

※学校を選択できる機会は、入学時のみとなっております。また、通学区域以外の学校を選択した場合は、その学校が指定校となり、原則、通学区域校へ戻ることはできないことにご留意ください。

ぜひ、この冊子をよくお読みいただき、学校を選択する際にお役立ていただけますようお願いいたします。

2 学校選択制の対象者

令和9年4月に小・中学校に入学予定の東住吉区内在住の方（児童・生徒）全員です。

3 選択できる学校の範囲（自由選択制）

- ・ 東住吉区内の全市立小・中学校が選択可能です。
- ・ 東住吉区では、選択に際して**次の事項の優先はありません。**

● 進学中学校

学校選択制を利用して通学区域外の小学校に入学・卒業しても、通学区域の市立中学校が就学指定校になります。通学区域外の小・中学校への進学を希望される場合は、改めて学校選択制において進学先の中学校を希望していただく必要があります。**その場合優先扱いはありません。**また、受入可能人数によっては希望する中学校に通えない可能性があります。

● 中学校のきょうだい優先

兄・姉が学校選択制で通学区域外の中学校を選択し在学しており、弟・妹がその学校を選択した場合でも**優先扱いはありません。**

4 学校選択の方法（希望調査）

令和8年8月現在、東住吉区に住民登録がある令和9年4月新入学予定者の保護者の皆様に、この「学校案内」と「学校選択制希望調査票」、「返信用封筒」を送付しています。

「学校選択制希望調査票」に記載されている、就学予定者氏名又は児童氏名、生年月日、保護者氏名、住所、通学区域の学校に間違いがないかご確認ください、必要事項を記入の上、10月30日（金）までに同封の返信用封筒により、区役所窓口サービス課まで郵送もしくはオンライン申請またはご持参ください。

● 通学区域の学校を希望する場合

第1希望校、第2希望校は空欄にし、「1 通学区域の学校への就学を希望する。」の数字に○をしてください。

● 通学区域外の学校を希望する場合

第2希望校まで選択することができます。

ただし、**小中一貫校を希望する場合は、必ず第1希望欄に小中一貫校を記入**して下さい。

● 小中一貫校への就学を希望する場合（新中学1年生のみ）

現在**通学区域**の小中一貫校に在籍し、引き続き**現に通っている小中一貫校**へ進学する場合は「1 通学区域の学校への就学を希望する。」の数字に○をしてください。

現在**通学区域外**の小中一貫校に在籍し、引き続き**現に通っている小中一貫校**へ進学する場合は「2 引き続き小中一貫校への就学を希望する。」の数字に○をしてください。

また、**現在在籍している小中一貫校以外の小中一貫校を選択する場合は、必ず第1希望欄に希望する小中一貫校を記入**してください。